主 文

本件上告を棄却する。

理 由

本件上告申立書は被告人A名義で提出されたものであるところ、一件記録によれば、被告人は昭和五三年九月二日死亡(推定)したことが明らかであるから、本件上告申立は不適法というべきである。

よつて、刑訴法四一四条、三八五条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年四月一七日

最高裁判所第三小法廷

己	正	辻		高	裁判長裁判官
太 隹	清	П	里	江	裁判官
_	昌			環	裁判官
Ξ	大	井		横	裁判官